

<審議区分の設定（審議の重点化及び効率化）>

- 社会経済情勢や前回評価時からの費用便益分析に関する要因等に変化がある事業について、十分な審議時間を確保し、審議の充実を図る。⇒「**重点審議**」
- 上記の変化が見られない事業については、審議の効率化を図る。⇒「**要点審議**」

<委員会審議における重点化・効率化の経緯>

○費用対効果分析実施の必要性を、『再評価の実施判断フロー』により判定。(H28～)



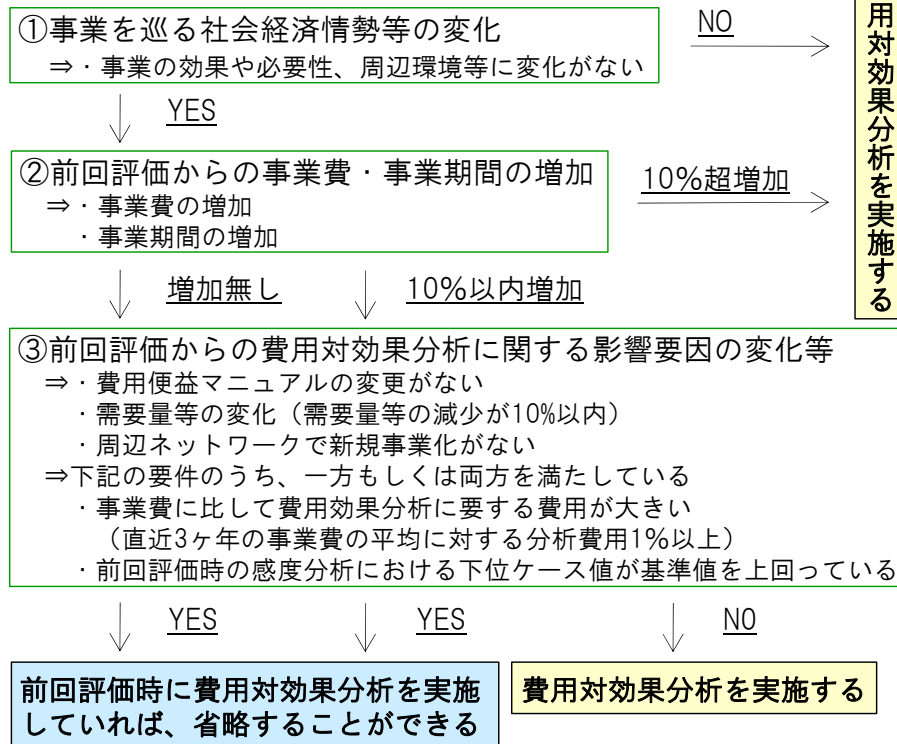
○『再評価の実施判断フロー』の①あるいは②において、『費用対効果分析を実施する』と確認された事業は、説明及び審議の重点化を実施 (H28～)
⇒確認されない事業は、説明及び審議を効率化



○再評価実施要領（改定）の適用 (H30～)
⇒再評価の実施間隔を5年（未着工は3年）
⇒事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認
⇒「事業進捗等に大きな変更がある事業」は、実施間隔に拘らず速やかに実施

※H22～H29の再評価実施サイクルは3年

<再評価の実施判断フロー>



（再評価の実施の必要が生じた時点で5年間隔に拘らず実施）
事業進捗等に大きな変更がある事業

重点審議

事業進捗等に大きな変更がない事業
（原則、5年間隔で実施）

要点審議